

平成28年度 部局自己評価報告書 (03:法学研究科)

Ⅲ 部局別評価指標(第2期中期計画取組分)

※ 評価年次報告「卓越した教育研究大学へ向けて」で報告する内容

※ 字数の上限:(1)~(2)合わせて7,000字以内

(1)全学の第2期中期目標・中期計画への貢献及び部局の第2期中期目標・中期計画の達成に向けた特色ある取組等の成果(㉓)

1 国際的ネットワークの構築 (全学の第2期中期計画 No. 7 「国際的ネットワークの構築と学生の海外留学促進、受入れ留学生の増員等」、No. 26 「国際的ネットワークの構築による国際共同研究の推進」、部局の第2期中期計画 I-3 (2) 1 「教育面での国際的連携の強化」、I-3 (2) 2 「国際共同研究の推進」)

① 「JR東日本はやぶさプログラム」の実施

JR東日本からの寄附の活用による海外留学及び海外学習経験の支援を平成27年度から開始した。海外留学奨学金として、学術交流協定校への長期留学生2名に各50万円、サマープログラム参加の短期留学生1名に8万円を給付したほか、国際交流支援室による留学支援業務、公共政策大学院のワークショップの一環としての海外での調査・交流にも支援を行った。

② 国際共同修士課程コース (CNMC) の開設

国際共同学位課程コースを博士前期課程にも拡張して、国際共同博士前期課程コース (CNMC) を新規に設置する。提携校との交渉を進めており、国立台湾大学法律学院との協定の締結を既に行い、平成28年度より入試を実施して教育プログラムを開始させることになっている。米ノースイースタン大学との間で、災害からの復興を主たるテーマの一つとするサマー・スクールを平成29年より実施することを約している。

③ 国際共同博士課程コース (CNDC) の拡充 (受入れ実績は前掲Ⅱ1 (1) 参照)

(1) 海外提携機関との関係に関して、現在の10の海外提携機関すべてとMOUを更新したほか、海外提携機関の拡充を目指して交渉を進めている (インドネシア大学法学部、ベルリン自由大学東アジア研究科、国立台湾大学社会科学院政治学系)。

(2) 学生の受入れ体制について、地域社会や実務界も組み込んだ受入れのプラットフォームを整備・強化した。平成22年度より仙台弁護士会の協力のもと、CNDC学生を対象とした法廷傍聴や共同勉強会を定期的に開催しているが、平成27年4月には、同弁護士会において正式に「国際委員会」が設置されて、連携体制がさらに強化された。

④ 研究面における国際的活動の拡充 III (2) Bを参照

2 社会的要請の高い分野における人材養成と研究 (全学の第2期中期計画 No. 6 「社会的要請の特に高い分野における人材の養成」、No. 21 「社会的課題にこたえる戦略的研究の推進」、部局の第2期中期計画 I-1 (1) 4 「専門職大学院カリキュラムの充実」)

東日本大震災を経験した総合大学の法学部・法学研究科として、この分野での人材養成と研究の継続・拡充が社会的に要請されていることを踏まえて、政策策定への参画 (下記3) に加え、特に専門職大学院における人材養成、及び、研究者教員と実務家教員の協働による研究に取り組んでいる。

① 人材養成

(1) 公共政策大学院の必修科目「公共政策ワークショップI」では、実務家教員と研究者教員がペアになって学生による主体的な集団作業を指導している。ワークショップ「東日本大震災からの復興まちづくり法制に関する研究」は、これまでの3か年度にわたる災害応急対策・復旧対策・復興対策に係る蓄積を踏まえて、首都直下地震や南海トラフ地震等の広域大規模災害への備えをも見据えて、法律改正と運用改善の観点から政策提言を行った。加えて、ワークショップ「名取市における歳入構造の分析と今後のあり方」も、名取市を対象に、復興のネクストステージの政策課題を取り上げた。両ワークショップは、自治体や関係者との緊密な連携を含め、ヒアリングやフィールドワ

ークの手法によって現場での学びを重視し、実効性のある政策提言を行った。

(2) 公共政策大学院の2年次学生が作成したリサーチペーパーのうち6本は、「被災自治体の国際防災協力のあり方」、「復興支援員制度における課題と展望」等のように、震災復興にかかる個別の政策課題を選び、実地調査をふまえて執筆されたものである。

(3) 社会的要請の高い分野の一つとして、地域の専門職団体の人材育成がある。なかでも、東北税理士会会員を対象とした公開講座を渋谷雅弘教授（租税法担当）が2010年から継続的に実施している。最新の重要判例等を題材として、講義形式とディスカッション形式を組み合わせるなど、改善を図ってきた。6年間で延べ155名の公開講座受講者に受講証明書を交付した。

②共同研究

復興や震災後の法・行政にかかわる研究活動について、科学研究費補助金基盤研究（A）「科学技術の不確実性と法的規制：学際的観点からの包括的制度設計の試み」（研究代表者：中原茂樹教授）が共同研究を継続している。加えて、基盤研究（A）「人口・復興・地方創生——「人口減少社会」論の構築に向けて」（研究代表者：渡辺達徳教授）及び基盤研究（C）「東日本大震災等に照らした新たな災害対策法制のあり方に関する実証的研究」（研究代表者：島田明夫教授）が採択された。

3 国や地方公共団体に向けての政策提言や審議会等への積極的参画（全学の第2期中期計画 No. 29「国家政策及び地域政策への貢献」、No. 21「社会的課題にこたえる戦略的研究の推進」、部局の第2期中期計画 I-3（1）1「地域政策・国家政策への貢献」）

法学研究科が取り扱う学問領域（法学・政治学・公共政策学）は、国や地方公共団体の政策立案活動と密接な関連を有しており、部局ビジョンの重点戦略・展開施策2にも掲げるように、「行政との間の共同研究の推進及び研究成果の還元に向けた連携」に重点をおいて積極的な活動を続けている。

①専任教員が中央省庁・地方公共団体・公益法人において審議会委員等を務めた件数は、のべ90件に及んだ。そのなかには、日本学術会議会員（糠塚康江教授）、文部科学省生命倫理・安全部会委員（水野紀子教授）、内閣府消費者委員会委員（中原茂樹教授）、地方制度調査会委員（飯島淳子教授）のように、社会的重要性・注目度がきわめて高い委員職が含まれている。

②審議会委員等としての活動には、東日本大震災からの復興にかかる取り組みが含まれている。島田明夫教授は、内閣府「防災基本計画の在り方に関する検討会」の委員等として重要な役割を担った。

③こうした政策立案への参画は、社会連携活動にとどまらず、教育活動にフィードバックされている。また、科研費による共同研究は、こうした政策立案への参画のバックボーンになっている。例えば、科学研究費補助金基盤研究（A）「土地・選挙制度・自治：代表民主主義の再構築」（研究代表者：糠塚康江教授）は、国政及び地方政治における議会のあり方が「一票の較差」をはじめとする国の政策課題となるなかで、政策提言の基盤となる研究拠点として機能している。

4 そのほか

①学生募集力の向上（全学の第2期中期計画 No. 9「わかりやすいホームページ」、No. 10「入学者選抜方法の改善」、部局の第2期中期計画 IV「広報活動の充実」）

2カ年度にわたって学部・研究大学院・専門職大学院のウェブサイトの全面更新を完了させ、部局情報や専任教員の人と業績の「見える化」を推進するとともに、統一性を確保して便宜性を高めた。学部・専門職大学院を通じて、説明会、オープンキャンパス、出張講義等を積極的に行った。

法科大学院（Ⅲ（2）A参照）のみならず、公共政策大学院においても、入学者選抜方法の継続的な点検を行い、就職活動の前倒し等の社会情勢を踏まえて、2回にわたって入試を実施した。

②産学連携の更なる推進（全学の第2期中期計画 No. 32「産学連携研究の推進」）

渡辺達徳教授及び水野紀子教授がCOIプロジェクト「さりげないセンシングと日常人間ドックで実現する理想自己と家族の絆が導くモチベーション向上社会創生拠点」のWG5に引き続き参加している。

特許庁から派遣された秋田将行教授が、全学の「知的財産審査委員会委員」「知的財産評価部会委員」としての活動、多元物質科学研究所の産学交流事業（イノベーションエクステンジ）での特別講演等を通じて、産学連携の更なる推進に貢献しているほか、国際高等研究教育院の指定授業として知的財産法演習を設定し、薬学研究科の学生の受講に対応して、東北大学病院臨床研究推進

センター、東北メディカルメガバンク及び株式会社東北テクノアーチとの連携授業を展開した。

(2)「部局ビジョン」の重点戦略・展開施策及びミッションの再定義(強み・特色・社会的役割)の実現に向けた取組等の成果(24)

A 重点戦略・展開施策1「優れた法曹・政策プロフェッショナルの輩出及び高度専門職業人の育成」の実現に向けた取組

1 法科大学院の強化

①プログラムの拡充

平成27年度は、教育、社会連携、学生支援にかかるプログラムの改善・導入を決定して、以下の3つの取り組みを開始した。

(1)理論と実践に精通した教員養成プログラム

博士後期課程の後継者養成コースの授業科目を法科大学院でも開講して両者の連続性を確保して、「理論と実践に精通した教員」の養成を図った(以下の研究大学院の項目を参照)。

(2)法曹継続教育プログラムの創設

法科大学院を修了し活動している弁護士を対象とした継続教育のプログラムを創設した。修得が困難な先端的法分野を中心に、最新の法的課題に対応し、法曹として活躍するために必要な法的知識やスキルを修得できる場として、公開講座の形式により提供している。平成27年度は、実務上の要請が急速に高まっている先端分野である「知的財産法」分野について、大学院授業科目を実務家にも開放するとともに、弁護士知財ネット東北地域会と連携して、短期集中型の「知的財産法修得プログラム」を開講した。

また、社会人の学び直しに積極的に対応するための環境整備として、法科大学院のみならず大学院の各専攻において、長期履修制度を整備した。法科大学院では、平成29年度から、法学未修者として入学する者に限り、第1年次を2年かけて計画的に履修することを願い出た者について、審査の上許可する仕組みを開始することとした。

(3)法科大学院修了生の職域拡大の強化

東北地方唯一の法科大学院として、法曹職に限らず、「地域創生に寄与しうる高度な法的知識を有する人材」の輩出が求められていることをふまえて、七十七銀行、日本銀行仙台支店、三菱重工業、旭硝子などを企業説明会に招聘した。法科大学院修了生の進路先の職域拡大にむけて、地域有力企業との連携をさらに拡大する取り組みを続けている。

②司法試験合格率の向上にむけた取り組み

法務学修生制度の導入やオフィス・アワー制度の拡充等に加え、少人数教育をより一層拡充する体制を整備した。また、法科大学院での学修をより円滑に開始できるよう、入学予定者を対象に、入学試験問題(法学専門科目試験)の解説や在学生との懇談等を内容とする入学前指導を導入した。平成27年度司法試験では、法科大学院別合格率は全国12位、合格者数は全国13位となった。

③受験者数・入学者数増加に向けた取り組み

平成28年度入試から、優秀な法学部生の法科大学院への進学意欲を高めるために、学部3年次修了生を法科大学院に受け入れる「飛び入学制度」、及び、法曹の多様化に対する社会的需要に応えるために、社会人及び他学部卒業者を対象とする「特別選抜制度」を導入した。

また、広報活動に一層の力を入れ、個別進学相談会に加え、受験生の確保が期待できる東北地方・近隣地方の各大学での出張説明会を戦略的に展開し、予備校主催の説明会や法科大学院協会主催の「法科大学院が分かる会」も活用している。さらに、入試成績上位者に対する奨学金制度についても、引き続き実施している。以上の結果、平成28年度入試の志願者は、全国的には大幅に減少したにもかかわらず、本法科大学院の志願者は昨年度よりも1割程度増加した。

平成29年度入試からは、入試の複数回実施、第1回入試の前倒し実施、法学専門科目筆記試験の科目の削減(行政法を除く6科目に変更)を行い、志願者の確保に一層努める。

④取り組みに対する評価

平成27年9月の中教審部会報告において、本法科大学院は、法科大学院公的支援見直しにあたって「第一類型」に分類された。また、同年12月に審査結果が公表された加算プログラムでは、「多様な進路選択支援プログラムの提供」が継続の取組と合わせて「優れた取組」と評価された。

仙台弁護士会に登録している弁護士の約25%を本法科大学院の修了生が占めており、また、宮城県内の弁護士過疎地域（登米、大河原など）や東日本大震災の被災地（石巻）においても、本法科大学院の修了生が弁護士として活躍している。これらの事実は、本法科大学院が東北地方における法曹養成の拠点としての機能を果たしていることを示している。

2 研究大学院の拡充

①後継者養成コースの拡充

優れた法曹・政策プロフェッショナルの育成の担い手となる研究者・教員向けの「後継者養成コース」において、法科大学院改革と連動して、「理論と実践に精通した教員養成プログラム」を導入した。これは、後継者養成コースの授業科目を拡充したうえで、法科大学院においても開講することを通じて、法科大学院と博士後期課程の連続性を強化して、博士後期課程への進学を促進するための改革である。具体的には、(1)研究者・実務家との対話型の授業科目である「法政実務カンファレンス」を法科大学院でも開講、(2)実務におけるニーズの高まりをふまえ、「子どもと法演習」など分野横断的授業科目を開講して法科大学院でも開設した。

②専門職大学院から博士後期課程への進学者の支援

両専門職大学院からそれぞれに、研究者になることを目指して博士後期課程へ進学する学生が現れた。平成27年度に公共政策大学院から法政理論専攻博士後期課程に進学した学生（行政法専攻）、及び、平成28年度に法科大学院から後継者養成コース・研究者型の博士後期課程に進学した学生（商法専攻）である。後者についてはフェロー経費が支給されているのに対し、前者には何らの手当てもなかったところ、平成28年度総長裁量経費によってこのような学生についても進学支援事業が創設された。

③優秀な留学生の受入れ

留学生について、質の保証を図りながら、積極的に受け入れている。研究生の受入れは9名に上り（前年度は6名）、研究生から研究大学院博士前期課程に入学した学生は5名（前年度は3名）である。留学生、特に中国からの留学生について、質を問わずに量のみで定員充足を図るのではなく、知の拠点としての伝統を守りながら、中国国籍を有する実定法学者や中国政治史専攻教員をはじめ、戦略的な教員人事によって新たな魅力を生み出し、人材育成の面での国際貢献に努めている。

④論文発表媒体の確保

東北大学法学部の紀要である『法学』、研究大学院学生の論文発表媒体である『東北法学』に加え、『東北ローレビュー』の刊行を継続し、質の高い論文を世に広く問う場を学生に対して与えている。なかでも、『東北ローレビュー』は、実務と理論を架橋する研究成果の発表媒体として独自性を有しており、後継者養成コースの学生をはじめ、研究者として自立する手前の段階にある学生にとって大きな意味を持っている。

B 重点戦略・展開施策2「研究成果の社会還元及び国際的な研究者の研究ネットワークの構築」の実現に向けた取組

1 研究成果の海外発信

在外研究の機会を活かしてグローバルな視点を身につけた教員、国際関係の実務経験を有する教員、外国人助教といった新たな担い手によって、研究成果の海外発信が厚みを増した。これは、戦略的な人事に加え、若手教員に最大2年間の在外研究を認める等の取り組みによって、海外での研究活動を可能な限りバックアップしていることの一つの成果である（平成27年度は若手教員2名が在外研究を開始し、合わせて3名が平成27年度末時点で在外研究に従事している）。

平成27年中に、外国語（英語、仏語、独語）の活字媒体において14本の論文等が公表され、1

2件の国際会議講演がなされ、1件の国際会議開催がなされた。特筆すべき点を列挙すると、①新たに採用された外国人助教が、極めて精力的に日本研究を海外に発信した。②在外研究により語学力と人脈を獲得した若手教員が、フランス法の分野において、多数の論文執筆と国際会議講演を行った。③国際関係の実務経験を有する教員が、論文執筆のみならず、国際会議を主催した。④これらの新たな担い手だけでなく、それぞれの分野の第一人者である教員が国際会議講演を行い、また、外国語に堪能で国境をまたいで活躍している教員が海外発信に継続的に取り組んでいる。

2 海外研究者の受入れ

平成27年4月～6月にBrian Woodall氏(ジョージア工科大学)を、平成27年8月にO'shea Paul氏(オーフス大学)を、平成27年11月から平成28年9月にCristian Wirth氏(グリフィス大学)を、それぞれ法政実務教育研究センターの客員教員として受入れて、学部・大学院の講義を開講したほか、関連するスタッフと研究交流を図った。また、CNDC提携機関とのあいだでは、平成27年4月、8月、10月及び平成28年2月に本研究科に訪問を受け、平成27年11月には相手先へ訪問し、研究者間のさらなる交流を推進した。

3 共同研究

科学研究費補助金基盤研究(A)として、平成27年度は、前述の「科学技術の不確実性と法的規制：学際的観点からの包括的的制度設計の試み」、「土地・選挙制度・自治：代表民主主義の再構築」に加え、若手研究者たちが組織する「現代独仏民事責任法の融合研究：日本法の再定位を目指して」(研究代表者：中原太郎准教授)が始まった。平成28年度には、前述の「人口・復興・地方創生——「人口減少社会」論の構築に向けて」、及び、「公的及び私的主体による要支援者支援に関する包括的研究(研究代表者：久保野恵美子教授)が採択され、合わせて5件の基盤研究(A)それぞれが精力的に研究を実施している。

科学研究費補助金基盤研究(B)としては、平成28年度に「公共政策としての法学：エビデンス・ベースの政策評価」(研究代表者：森田果教授)が採択され、合わせて5件となった。

以上に加え、公共政策大学院の実務家教員を主とする実践的研究に基づく前述の基盤研究(C)「東日本大震災等に照らした新たな災害対策法制のあり方に関する実証的研究」も採択された。これは、実務家教員を数多く擁する法学研究科にとって、研究成果の社会還元の新たな可能性を示すものである。

C 重点戦略・展開施策3「東北復興・日本新生への積極的参画及びその担い手となる人材の育成」の実現に向けた取組

前掲のⅢ(1)2、3を参照。